

職員の懲戒処分等について

このことについて、地方公務員法第 29 条の規定に基づく懲戒処分等下記のとおり行いましたので、公表します。

記

1. 職員 A に係る処分について

①職位 係長級

②処分内容 減給 10 分の 1 3 か月

③処分年月日 令和 8 年 8 月 7 日

④事案の概要

令和 5 年 8 月 24 日、邑南町公民館 2 館の共催事業において、瑞穂ハイランド内に設置された手作りウォータースライダーに、当時小学 3 年生の男子児童がゴール付近に座り込んでいた際、後方から滑走してきた別の児童と衝突する事故が発生した。この衝突により当該児童は頭部外傷を負い、翌 25 日に亡くなられた。

この行事の共催公民館主事 2 名は、令和 8 年 4 月 2 日付けで略式命令が發布され、業務上過失致死罪（罰金 30 万円）が確定した。

⑤処分理由

事故当日は、現場スタッフの統括、適正なスタッフの配置、参加児童の安全管理監督をすべき立場であったことから、業務上過失致死罪による罰金刑が確定している。児童死亡事故という結果と、ご遺族及び社会に与えた影響は甚大であった。

さらに、事故直後の対応について、救急要請や心肺蘇生等で現場責任者として適切な対応、指示ができていなかった。

これらは地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するため。

2. 職員 B に係る処分について

①職位 主事級

②処分内容 減給 10 分の 1 3 か月

③処分年月日 令和 8 年 8 月 7 日

④事案の概要

同上

⑤処分理由

同上

3. 職員Cに係る処分について

①職位 課長級

②処分内容 戒告

③処分年月日 令和8年8月7日

④事案の概要

同上

⑤処分理由

所属長として起案内容を確認し、安全管理体制、救命措置、AEDの準備、経験の浅い職員への指導・助言等について、事前に十分な確認又は指摘を行うべき立場にあったことから、管理監督者としての指導監督が不適當であった。